東　輝

みどり市立大間々東中学校
学　校　通　信
令和５年５月１８日　第４号

「生徒心得」について

本校の生徒が学校生活を送る際の一つの基準として、いわゆる校則と呼ばれるものがあります。制服の自由選択制の導入など、これまでも時代の変化や要請にしたがって改定されてきましたが、共通理解の拠り所となるものが曖昧だった面があるため、改めて内容を整理しながら対応を始めました。

具体的には、４月に全クラスで担任が再整理した「生徒心得」について説明しました。しかし、多面的な検討が加えられていない部分もあるため、必要性が生じた場合は、生徒総会といった機会を経ながらしっかりと段取り（生徒・教員・保護者・地域の意見を聞く機会を取り入れる等）を踏んで改定していきたいと考えています。

ただし、「生徒心得」にある文言・内容をどうするかということに終始するのではなく、「どうすればよりよい学校になるか」「生徒が主体的に考える機会をどう設定するか」という視点を重視したいと考えています。そのため、５月８日には全校集会において、全体像について共通理解する時間を設けました。

右にあるＱＲコードを読み取っていただくと、全校集会でどのような話がなされたのか、ご覧いただけるようにしてありますので、ぜひお目通しいただければと思います（大東中ホームページ、大東中ポータルサイトからもご覧いただけます）。

また、「生徒心得」には「はじめに」という部分がありますが、生徒自身が「学ぶ場所」「公の場所」である学校でどのような心構えをもって生活することが必要なのか、より深く考えてもらいたいという教育的効果を期して書いたものです。決まり一つとっても、様々な考え方や背景・状況があります。だからこそ、慎重に知恵を出し合いながら進めていく必要があると考えます。

右のＱＲコードは、改めて整理し直した「生徒心得」です。保護者の皆様にも関係することですので、ご確認くださいますようお願いいたします。なお、改めてのスタートであり、今後も多様な考え方を踏まえた検討が必要ではありますが、時間的な制約等もあることから、一気に全てを検討・改定することはできません。したがって、必要に応じて（場合によっては複数年かけて）、できるところから一つずつ変えていければと考えています。今回は、その第一歩だと捉えていただければと思います。

ＱＲコードからもご覧いただけますが、以下に、生徒に示した「生徒心得」の「はじめに」及び「改定の手続き」の部分を掲載します。生徒・保護者・地域の方などを含め、「全員が納得」できる内容にすることは困難な面があると思いますが、決まりは時代や地域によって変わるということを前提に、よりよい学校に向けた取組を続けていきたいと思いますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

はじめに

この生徒心得は、いわゆる校則や大東中生としての心構え等をまとめたものです。

昨年度までは「生徒手帳」、教室に掲示していた「学校生活のきまりと生徒心得」、「先生方が会議で共通理解する資料」、「入学説明会資料」に書かれている内容が統一されていませんでした。そこで、改めて整理し直したものが、この生徒心得です。そのため、昨年度末まで伝えてきた内容と異なる部分がありますが、今年度からはここに記載されている内容が、皆さんが学校生活を送っていく際の基本になると考えてください。

（裏面に続く）

ところで、「決まり」というと「守らされる」という意識をもつ人もいるかもしれませんが、「決まりがあるから安心して生活できる」という「決まりに守られる」「秩序が保たれる」側面があることを忘れてはならないと思います。また、決まりは不変ではなく、時代や地域等によって異なり、一度決まったものでも絶えず変わっていく、という認識も重要です。
また、中学生として、世の中にはなぜ決まりがあるのかを考えたり、「公の場所」である学校では、どのような身だしなみや立ち居振る舞いがふさわしいのか、といったことを考えたり議論したりすることはとても重要で必要な経験です。中学校時代にそういったことを考えること自体に価値があります。

学校を卒業した後に社会へ飛び出していった後も、様々な法律・ルールなどに従って私たちは生活をしていくことになります。また、法律という形になっていなくても、不文律としてのマナー・しきたりといったものも存在します。なぜそのような法律やルール、マナーなどがなくならないかと言えば、それは、私たちが個人ではなく、社会（集団）でよりよく生活するために生み出した「知恵」として受け継ぐべきだと考えるからこそ、法をつくり、「何でも自由」という状態にはしていない、ということなのだと思います。

また、学校は、社会に出て行くために必要な学びを得る場所です。みんなが気持ちよく生活していくために必要なことはどんなことなのか。一人一人がルールや秩序という側面から、世の中のことを考え、可能な限りの最大多数が納得できるルールを定め、遵守し、必要に応じて変えていく。そういった「民主的なプロセス」を学び、体験することも非常に重要です。ルールは、言い換えれば「共生のための相互尊重の心得」であり、「社会」という視点を常に念頭に置いておく必要があるものです。
決まりやマナーなどに関して、このような認識をもっているか否かは、いわゆる「校則」の捉え方にも大きな影響を与えるのではないかと思います。そして、まずはここに記載されている内容を守るところから始める必要があると思います。そうでないと、定める意味がないからです。繰り返しになりますが、決まりは絶えず必要に応じて変わっていくものです。そして、学校という場所の決まりは、教職員・保護者・地域の方々の意見や、時代の流れなどの要素を踏まえ、中学生である皆さんの意見も取り入れながら「合意形成」していくものです。それが学校や地域としての「自律」です。
決まりについて考えることは、社会について考えることと深くつながっています。そして、自分や周囲が幸せに生きていくことにもつながるものだと思います。自分たちはどんな世の中をつくっていきたいのか、自分の頭で考え、行動に移せる人であってほしいと思います。
皆さんはどう考えますか？

「生徒心得」に掲載してある改定の手続き

手続きの煩雑化や無秩序な改定を防ぐため、原則として、生徒総会への議事として挙げられることを改定の起点とする（必ず挙げなければならないというものではない）。

（１）各クラスの学級活動において生徒総会の議案を話し合う際、校則の改定に関する意見が出された場合は、生徒総会の議事案として生徒会本部役員に提出する。
（２）生徒会本部役員は、生徒総会に先立って行われる中央委員会において、提出された意見の妥当性や採否について検討するとともに、採択する場合は意見を整理（理由の明確化や代案の提示等）する。
（３）（２）の意見を生徒総会の議事として位置付け、総会の場で審議する。
（４）生徒総会での審議結果を踏まえ、職員会議で検討する。
（５）職員会議での検討結果をＰＴＡ運営委員会及び学校評議員に諮る。
（６）検討結果を総合的に勘案し、校長が改定の諾否を決定する。
（７）文言整理したものを通信等で公表し、運用を開始する。
（８）その他の留意点
①別途、校則改定の必要性、要望が生じた場合については、（４）の職員会議からの手続きに準ずる。
②必要に応じて、アンケート取得等の方法を講じたり、試行期間を設けたりする。
※令和６年度には学校評議員から学校運営協議会制度に変更となる。

※生徒に示した後に文言整理した部分があります（内容的には変わっていません）。
※５月２６日に生徒総会・ＰＴＡ本部役員会、６月１５日に学校評議員会が開催される予定です。方向性が決まりましたら、改めてお知らせいたします。